

賛助会員会費規程

(施行 昭和 49 年 4 月 1 日)

(改正 平成 12 年 12 月 5 日 輸技協総第 12-49 号)

(改正 平成 24 年 3 月 9 日 輸技協総第 23-212 号)

(目 的)

第1条 定款第 4 5 条第 3 項による賛助会員の入会金及び賛助会費については、この規程の定めるところによる。

(入会金)

第2条 入会金は、10,000円とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会費は、1口以上とし、1口の金額を月額3,000円とする。

(入会金及び賛助会費の納入)

第4条 入会金及び賛助会費の毎事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(入会金及び賛助会費の納入)

第5条 賛助会費の納入は、毎事業年度ごとに当該会計年度分を前納することを原則とする。ただし、新規賛助会員は、入会時に入会金及び当該会計年度の加入月数分の賛助会費を納めるものとする。

2 既納の入会金及び賛助会費は、返還しないものとする。

附 則

この規程は、平成12年12月5日から施行する。

附 則

この規程の改正は、公益財団法人の登記の日から適用する。